

## 軌道運転規則

### 1. 案内情報

- 手続名 : 新設軌道と併用軌道とが交互にある線区における新設軌道の運転について鉄道運転規則によらず軌道運転規則によることとする場合等の届出
- 手続根拠 : 軌道運転規則第4条の2
- 手続対象者 : 新設軌道と併用軌道とが交互にある線区における新設軌道の運転について鉄道運転規則によらず軌道運転規則を準用しようとする軌道事業者
- 提出時期 : 新設軌道と併用軌道とが交互にある線区における新設軌道の運転について鉄道運転規則によらず軌道運転規則を準用しようとするとき
- 提出方法 : 施設及び車両の整備並びに運転取扱に関する細則の届出書を地方運輸局鉄道部運転保安課へ提出して下さい。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし
- 申請書様式 :
- 記載要領・記載例 : 提出先となる地方運輸局鉄道部運転保安課にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

提出先:

北海道運輸局鉄道部運転保安課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 2
東北運輸局鉄道部運転保安課	0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 2 6
新潟運輸局鉄道部運転保安課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 7
関東運輸局鉄道部運転保安課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 0
中部運輸局鉄道部運転保安課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 1
近畿運輸局鉄道部運転保安課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 0
中国運輸局鉄道部運転保安課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四国運輸局鉄道部運転保安課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 6 0
九州運輸局鉄道部運転保安課	0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 6 2

受付時間: 提出先にお問い合わせください。

相談窓口: 地方運輸局鉄道部運転保安課

### 3. 手続情報

審査基準: なし

標準処理期間: なし

不服申立方法: 該当なし